

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションかがやきでは、地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認等によってご利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算させて頂きます。

加算の種類：訪問看護医療 DX 情報活用加算

算定料　　：50 円/月

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する命令（平成 4 年厚生省第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問介護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

＜資格情報の提供について＞

資格情報の提供は、利用者様および代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供に、ご理解ご協力をお願いいたします。